

# 池尻小学校PTA会則



## 第一章 総 則

### 第 1条 名称及び事務所

1. この会は、伊丹市立池尻小学校PTAという。
2. この事務所を池尻小学校に置く。(池尻6丁目221)

### 第 2条 目的及び活動

1. この会は、保護者、教師が協力して家庭と社会における児童の幸福な成長を図ることを目的とする。
2. この会は、前項の目的をとげるために、次の活動をする。
  - イ) 家庭と学校との緊密な連絡を図り、よりよい教育的環境の向上に努める。
  - ロ) 児童の心身の健全な発達と福祉の増進につとめる。
  - ハ) 会員相互の融和と学習を盛んにして、資質の向上を図る。
- 二) その他、この目的を達成に必要な活動を行う。

### 第 3条 方針

1. この会は教育を本旨とする民主的団体として、次の方針により活動する。
  - イ) 児童の教育ならびに福祉のため活動する。他の団体及び機関と協力する。
  - ロ) 特定の政党活動や宗教活動は行わない。また、もっぱら営利を目的とするような行為は行わない。
  - ハ) この会または、この会の役員の名で、公私の選挙の候補者の推薦はしない。
- 二) 人事及び管理に干渉しない。

## 第二章 会 員

### 第 4条 この会の会員となることのできるものは、次の通りである。

池尻小学校に在籍する児童の保護者及び教職員が「入会届」をもって入会とする。退会は任意とし、「退会届」をもって退会とする。

### 第 5条 この会の会員は、会費を納めるものとする。会費については細則にて定める。

### 第 6条 会員はすべて平等の義務と権利を有する。

## 第三章 経 理

### 第 7条 この会の活動に要する経費は、会費、寄付金及びその他の収入により支弁される。

### 第 8条 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

### 第 9条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され承認を得なければならない。

### 第 10 条 この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年の3月31日に終わる。

なお、年度内で余剰金が発生した場合は次年度に繰り越すものとする。

## 第四章 役 員

第 11 条 この会の執行部役員(以下役員と称す)は、次の通りである。

会長1名、副会長若干名、総務若干名、書記若干名、会計若干名

第 12 条 役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

第 13 条 役員は、会計監査委員を兼ねることができない。

第 14 条 役員は、総会において任命及び解任される。

第 15 条 会長は、次の職務を行う。

1. 会を代表し、会務を統轄する。
2. 総会及び運営委員会を招集する。
3. 他の役員及び校長の意見をきいて、専門委員会の委員長を委嘱する。

第 16 条 副会長は、会長を補佐し、会務を整理し、会長に事故ある時はその職務を代行する。

第 17 条 総務は、会長の指示をうけ、会務の遂行にあたる。また、この会の財産を管理する。

第 18 条 書記は、次の職務を行う。

1. 総会及び運営委員会の議事ならびにこの活動に関する重要事項を記録する。
2. 記録、通信、その他の書類を保管する。
3. 会長の指示をうけてこの会の庶務を行う。

第 19 条 会計は、次の職務を行う。

1. 総会で決定した予算に基づいて、いっさいの会計事務を処理する。
2. 定期総会に会計監査委員の監査を経た決算報告をする。
3. 予算の立案について協力する。

第 20 条 この会の委員は、次の通りである。

愛護(地区委員)、委員

第 21 条 委員は、活動業務を分担する。

第 22 条 委員選出の方法は細則で定める。

## 第五章 会計監査委員

第 23 条 この会の経理を監査するために2名の会計監査委員をおく。

第 24 条 会計監査委員は、総会において任命及び解任される。

第 25 条 会計監査は、年2回とし、その他必要に応じて行うことができる。

第 26 条 会計監査委員は、少なくとも監査3日前に会長に知らせなくてはならない。

第 27 条 会計監査委員の任期は1年とする。ただし、総会の議決を得るときはこの限りでない。

## 第六章 総 会

第 28 条 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高決議機関である。

第 29 条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

第 30 条 総会で、審議決定する事項は、次のとおりとする。

1. 役員、会計監査委員及び委員の任命及び解任
2. 年間活動計画
3. 収支予算

4. 会計監査
5. 収支決算
6. 会員の人数報告
7. その他重要事項

第 31 条 定期総会は、毎年1回開催する。

第 32 条 臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき、及び会員の 10 分の 1 以上の要求があつたときに開催する。

第 33 条 総会は、会員現在数の5分の1以上の出席がなければその議事を開き議決することができない。ただし、定期総会及び臨時総会は、緊急時に役員会が必要と認めたときは書面にて議決することができる。

第 34 条 総会の議事は、出席の過半数で決する。

## 第七章 運営委員会

第 35 条 運営委員会は、会長、副会長、総務、書記、会計、専門委員会及び学校長・教頭をもって構成する。

第 36 条 運営委員会は、会の運営に当たると共に各委員会の連絡調整をはかる。

第 37 条 運営委員会は、会長が必要と認めたとき、又は構成員の4分の1以上の要求があつたときに開催する。

第 38 条 運営委員会は、委員現在数の2分の1以上出席しなければその議事を開き議決することができない。

第 39 条 運営委員会の議事は、出席者の過半数で決する。

第 40 条 愛護委員長、副委員長に事故ある時はそれぞれのところにより代理者として出席することを認める。

## 第八章 専門委員会

第 41 条 この会の活動に必要な事項について、調査・研究・立案するために専門委員会を置く。

第 42 条 専門委員会を次の通り置く。

- |             |              |
|-------------|--------------|
| (1) 教養企画委員会 | (2) 選考委員会    |
| (3) 愛護委員会   | (4) 保健体育委員会  |
| (5) 人権学習委員会 | (6) ベルマーク委員会 |

第 43 条 各専門委員会の委員長は、それぞれの委員会で互選する。

第 44 条 各専門委員会の連絡調整をはかるために、役員会及び委員会を持つ。

第 45 条 教養企画委員会は

1. 会員・児童の教養と教育の理解を高める。
2. その他教養向上に必要な活動を行う。

第 46 条 保健体育委員会は

1. 会員・児童の健康管理ならびに児童の健全な発育をはかる。
2. その他保健衛生、体育振興に必要な活動を行う。

第 47 条 愛護委員会は児童の家庭生活、社会生活ならびに児童相互の自主的集団生活の補導を行う。会員及び児童の福祉厚生をはかる。その他愛護に必要な活動を行う。

第 48 条 人権学習委員会は

1. 人権意識の高揚をはかり、自己及び他人の人権を相互に尊重する精神を養う。
2. その他人権擁護推進に必要な活動を行う。

第 49 条 各委員会は、その活動のため、合同委員会を設けることができる。

## 第九章 選考委員会

第 50 条 選考委員は、次の役員を選考する。

会長1名、副会長若干名、総務若干名、書記若干名、

会計若干名

第 51 条 選考委員会は、選考結果を総会に報告し、承認を得なければならない。

## 第十章 顧問

第 52 条 この会の発展をはかるために顧問をおく。

第 53 条 顧問は、会長の諮問に答え、この会の前進に協力する。

## 第十一章 細則

第 54 条 この会の運営に関し必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて、運営委員会の議決を得て決める。

第 55 条 運営委員会は、細則を制定又は改廃した場合は、その結果を次期総会に報告しなければならない。

## 第十二章 改正

第 56 条 この会則は、総会において、出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。但し、緊急時に役員会が必要と認めたときは書面にて議決することができ、過半数の賛成があれば改正することができる。

また、改正案は総会の少なくとも一週間前に全会員に知らせなくてはならない。

昭和53年9月30日 池尻小学校PTA発足

平成15年5月 9日	細則の一部を改正
平成17年5月12日	細則の一部を改正
平成18年5月11日	会則の一部を改正
平成19年5月16日	細則の一部を改正
平成20年5月16日	会則及び細則の一部を改正
平成21年5月 8日	細則の一部を改正
平成22年5月12日	細則の一部を改正
平成23年5月13日	細則の一部を改正
平成27年5月 8日	細則の一部を改正
平成30年5月 8日	会則及び細則の一部を改正
平成31年5月 8日	会則の一部を改正
令和 3年10月12日	会則及び細則の一部を改正
令和 4年 5月24日	会則及び細則の一部を改正

# 細則

## 第一章 委員の選出

第 1条 愛護は、各地区 1名(原則として児童数 60名以上は 2名)を地区会員集会で選出し、総会の承認を得る。事故、転居の場合を考慮し、補欠を必要数名選出しておく。  
 (ア)追記 新しく地区を作る場合は、10世帯以上とする。

第 2条 委員は、会員の中から必要数名、及び事故・転居の場合を考慮し、補欠必要数名を選出する。

## 第二章 顧問

第 3条 この会には、次のとおり顧問をおき会長の諮問機関とする。

第 4条 顧問は、前執行部役員2名及び校長、教頭とする。

## 第三章 学校教職員

第 5条 教職員は、次の役員となる。  
 校長、教頭は顧問とする。

第 6条 専門委員会の委員として、関係校務分掌担当教職員が各委員会に所属する。

## 第四章 選考委員会・専門委員会

第 7条 選考委員会は本年度の委員により構成される。

第 8条 役員の選考にあたっては、会員から選考するものとする。ただし、欠員補充の選考はこの限りではない。

第 9条 専門委員会の委員長及び副委員長は、各委員会で互選する。

第10条 各地区とは、

①	武庫川	⑪	池尻D・西部
②	レックス・エンゼル地区	⑫	北池尻団地
③	プレミエールⅣ	⑬	プレミエールⅢ
④	西野団地	⑭	堀の里
⑤	西野北	⑮	池尻A
⑥	西野南A	⑯	池尻B
⑦	西野南B	⑰	池尻中
⑧	池尻C1	⑯	池尻南
⑨	池尻C2(ブランドール)	⑯	リテラシティA
⑩	池尻C3(カルム・ロイヤル・レイ セニット	⑯	リテラシティB

## 第五章 会費

第 11条 会費は世帯毎に年額 2,400 円を年3回に分けて学校徴収金と同時に口座振替とする。

## 慶弔意規定

慶弔意に関する規定は、次のとおりとする。

### イ、弔意を表す場合

会員、児童死亡の場合、一律に5,000円とする。

### ロ、児童の見舞いを表す場合

2週間以上病気、もしくは怪我のため入院加療したもの

2,000円

### ハ、上記以外のもので、PTA活動に必要と認められる慶弔費については、役員で協議決定する。

二、上記事項の給付を受けたものは、これに対する返礼は行われないものとする。